



三重県公報

令和3年10月29日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
131	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
132	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(同)	3

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第百三十一号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 戦略企画部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 行幸啓課</p> <p>四 秘書課</p> <p>2 (略)</p> <p>3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 行幸高等皇室に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 行幸啓課の分掌事務は、行幸高等皇室に関する こととする。</p> <p>5 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 皇室に関すること(他課の所管に属するもの を除く)。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 行幸高等皇室に関する こととする。</p>	<p>第八条 戦略企画部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 行幸啓課</p> <p>四 秘書課</p> <p>2 (略)</p> <p>3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 皇室に関すること(他課の所管に属するもの を除く)。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 行幸啓課の分掌事務は、行幸高等皇室に関する こととする。</p> <p>5 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 皇室に関すること(他課の所管に属するもの を除く)。</p> <p>三 (略)</p>
<p>第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 感染症情報プロジェクトチーム</p> <p>二 情報分析・検査プロジェクトチーム</p> <p>三 医療体制整備・調整プロジェクトチーム</p> <p>四 宿泊・自宅療養プロジェクトチーム</p> <p>2 感染症情報プロジェクトチームの分掌事務は、新 型コロナウイルス感染症に係る患者情報等の収集 及び公表に関することとする。</p> <p>3 情報分析・検査プロジェクトチームの分掌事務 は、新型コロナウイルス感染症に係る情報分析、 クラスター対策及び検査の推進に関することとす る。</p> <p>4 医療体制整備・調整プロジェクトチームの分掌 事務は、新型コロナウイルス感染症患者の病床確 保、臨時応急処置施設及び入院調整に関すること とする。</p> <p>5 宿泊・自宅療養プロジェクトチームの分掌事務 は、新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施 設及び自宅療養に関することとする。</p>	<p>第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 感染症情報プロジェクトチーム</p> <p>二 入院・療養調整プロジェクトチーム</p> <p>2 感染症情報プロジェクトチームの分掌事務は、 新型コロナウイルス感染症に係る患者情報等の収 集及び公表並びにクラスター対策に関することと する。</p> <p>3 入院・療養調整プロジェクトチームの分掌事務 は、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保、 入院調整、宿泊療養施設及び自宅療養に関するこ ととする。</p>

(職制)

第十九条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
副局長	デジタル社会推進局	デジタル社会推進局長を補佐して、部下職員を指揮監督し、デジタル社会推進局長に事故があるときは、その職務を代理する。
(略)	(略)	(略)

2 ～ 5 (略)

(職制)

第十九条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
副局長	デジタル社会推進局	デジタル社会推進局長を補佐して、部下職員を指揮監督し、デジタル社会推進局長に事故があるときは、その職務を代理する。
副局長	国体・全国障害者スポーツ大会局	局長を補佐して、部下職員を指揮監督し、局長に事故があるときは、その職務を代理する。また、上司の命を受けてあらかじめ定められた課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
(略)	(略)	(略)

2 ～ 5 (略)

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三百二十二号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 医療保健部感染症対策課の表の次に次の四表を加える。

医療保健部 患者情報プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分							地域機関の名称	
			知事	専決者							受任者
				本庁				地域機関			
副知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長			
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）								○	保健所
		2 法第12条第2項の規定による厚生労働大臣への感染症の届出の内容報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○					
		3 法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイ				○					

	ルス感染症に係るものに限る。)																	
4	法第12条第6項の規定による慢性感染症患者の医師からの届出の受理(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)														○			保健所
5	法第12条第8項の規定による死体を検案した場合の厚生労働大臣及び該当する都道府県知事への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)														○			保健所
6	法第13条第1項の規定による獣医師からの届出の受理(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)														○			保健所
7	法第13条第3項の規定による厚生労働大臣への動物の感染症の届出の内容報告(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									
8	法第13条第4項の規定による県外で飼育された動物の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									
9	法第13条第7項の規定による厚生労働大臣及び該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									
10	法第15条第1項の規定による質問又は調査(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)														○			保健所
11	法第15条第14項の規定による該当する都道府県知事等への調査結果の通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									
12	法第15条の2第1項の規定による質問又は調査(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)														○			保健所
13	法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への結果報告(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									
14	法第15条の3第1項の規定による報告の要請又は質問(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									
15	法第15条の3第2項及び第3項の規定による厚生労働大臣への報告及び当該者その他関係者への質問又は調査(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)								○									

	ものに限る。)												
16	法第16条の規定による感染症に関する情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者の発生状況に係るものに限る。）					○							
17	法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者情報の収集に係るものに限る。）					○							
18	法第16条の2第2項の規定による勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者情報の収集に係るものに限る。）					○							
19	法第16条の2第3項の規定による公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者情報の収集に係るものに限る。）					○							
20	法第16条の3第1項の規定による検体採取の勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所	
21	法第16条の3第3項の規定による検体採取の実施（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所	
22	法第16条の3第8項の規定による厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○							
23	法第16条の3第10項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○							
24	法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所	
25	法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所	
26	法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所	
27	法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所	
28	法第18条第6項の規定による通知内容の協議会への報告（新型コロナ										○	保健所	

	ウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		
29	法第26条第2項の規定により準用する感染症患者等に対する72時間以内の入院の勧告又は入院の措置（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
30	法第26条第2項の規定により準用する入院している感染症患者等に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
31	法第26条第2項の規定により準用する感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
32	法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
33	法第26条第2項の規定により準用する聴取書の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
34	法第26条第2項の規定により準用する感染症患者の移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
35	法第26条第2項の規定により準用する感染症患者の退院及び感染症の病原体の保有の有無の確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
36	法第26条第2項の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
37	法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の処理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
38	法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
39	法第26条第2項の規定により準用する苦情の申出の処理結果の通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所

		のに限る。)																		
		40 法第26条第2項の規定により準用する審査請求の特例の厚生労働大臣への移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		
		41 法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症の患者に対する入院、移送、退院等の措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
		42 法第27条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
		43 法第29条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
		44 法第30条の規定による死体の移動制限及び死体の埋葬の許可等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
		45 法第35条の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)																		○ 保健所
		46 法第44条の2第1項の規定による情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者の発生状況に係るものに限る。)																		○
		47 法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、他課に属するものを除く。)																		○ 保健所
		48 法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、他課に属するものを除く。)																		○ 保健所

医療保健部 情報分析・検査プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者							受任者		
				本庁				地域機関					
				副知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長	

1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 法第15条第13項及び第17項の規定による厚生労働大臣への結果報告及び職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○							
		2 法第16条の規定による感染症に関する情報の分析及び公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、他課に属するものを除く。）					○							
		3 法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、検査及びクラスター対策に係るものに限る。）					○							
		4 法第16条の2第2項の規定による勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、検査及びクラスター対策に係るものに限る。）					○							
		5 法第16条の2第3項の規定による公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、検査及びクラスター対策に係るものに限る。）					○							
		6 法第44条の2第1項の規定による情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、他課に属するものを除く。）					○							

医療保健部 医療体制整備・調整プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称					
			知事	専決者								受任者						
				副知事	本庁				地域機関									
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長				
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、医師、医療機関その他医療関係機関に係るものに限る。）											○					
		2 法第16条の2第2項の規定による勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、医師、医療機関その他医療関係機関に係るものに限る。）												○				
		3 法第16条の2第3項の規定による公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、医師、医療機関その他医療関係機関に係るものに限る。）													○			
		4 法第26条第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者に対する入院、移送、退院等に関する総合調整（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）													○			

医療保健部 宿泊・自宅療養プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関 の名称	
			知事	専決者								受任者 所長		
				本庁				地域機関						
				副知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、宿泊療養及び自宅療養に係るものに限る。）				○								
		2 法第16条の2第2項の規定による勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、宿泊療養及び自宅療養に係るものに限る。）				○								
		3 法第16条の2第3項の規定による公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、宿泊療養及び自宅療養に係るものに限る。）				○								
		4 法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、宿泊施設等に係るものに限る。）										○	保健所	
		5 法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、宿泊施設等に係るものに限る。）										○	保健所	
		6 法第44条の3第5項の規定による必要な食事等に要した実費の徴収（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○								

別表第一 医療保健部感染症情報プロジェクトチーム及び入院・療養調整プロジェクトチームの表を定める。

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>